

武蔵野市福祉資金貸付制度見直し検討委員会 第4回委員会議事録

- 日 時：平成25年1月30日（水）18:30～20:30
- 場 所：市役所西棟8階811会議室
- 出席委員：5名
- 事務局：高齢者支援課、武蔵野市福祉公社

1 開会

2 配付資料の確認

事務局より配付資料の説明

3 議事

(1) 有償在宅福祉サービスについて

事務局より、資料1～3に基づいて説明。

委員より、机上配布資料「福祉資金貸付制度 見直し案」について説明。

【委員長】まず有償在宅福祉サービスの利用料金について意見交換を行うが、ここで具体的に月額を決めるのではなく、基本的な考え方についての議論にとどめたい。

まず事務局に確認だが、見直し後は権利擁護が月額7,000円、安心サービスをつけると月額14,000円で、これにオプションサービスを設定するということだが、具体的にどの部分を議論すればよいのか。

【事務局】今まではパッケージ方式で、基本料金に全て含まれていた。今後、サービスを切り分けて基本は権利擁護事業とするが、それ以外の安心サービスをどのような内容にするか、オプションサービスのメニュー内容、料金設定や切り分けの考え方をご議論いただきたい。

【委員長】今までは権利擁護事業はプラスアルファ的だったが、これからは権利擁護が基本になるというスタンス。ここに上乘せする安心サービスの内容と料金をどの程度にするかということだが、料金の具体的な金額をあまり細かく議論すると、足かせになってしまう。安心サービスで基本料金的なものをいただき、それを上回る部分はオプションにして相応の料金を徴収する形にする。基本の安心サービス＋オプションという形で異論はないか。大まかな金額だが、基本スタンスは、公社の経営状況に著しく影響を及ぼすような料金設定はしないということによりよいと思うが、14,000円程度でできるのか。負担いただける料金で、どの程度のサービスが提供できるかということろだが、例えば現場から14,000円が限界という意見がある場合や、経営的に危惧されるような状況があった場合には、基本サービスからオプションサービスへ移さざるを得ない、そういうスタンスにするということを決めればよいのか。

【事務局】具体的な金額よりはオプションサービス、安心サービスの7,000円に含まれる内容、あるいは基本部分に含まれている部分をもっとオプション化したほうがよい等、利用者の利便性を考えたご意見をいただければと思う。

【委員】権利擁護7,000円+安心サービス7,000円で14,000円とのことだが、地権（地域福祉権利擁護：東京都社会福祉協議会からの委託）事業と比べて高いという印象を受ける。ソーシャルワーカー等によるいわゆる見守りや、社会資源等の仲介調整は、地権ではケアマネや支援員が行っている。こんなに高額で果たして利用する人がいるのか。各社協で横出しや上乗せのサービスを提供しているが、私の知る範囲ではこんなに高くない。オプションサービスの料金については、それほど高いとは思わないが、14,000円を払って利用する人が本当にいるのか疑わしい。

【委員】料金の高低についてはわからないが、他の社協よりも金額が高くて選択されない、サービスが利用されないのであれば本末転倒である。現利用者に、この金額でサービスを受けたいかどうかを調査する必要があるのではないか。

【副委員長】2つのバランスを考える必要がある。1点目は福祉公社の収支バランスで、経営的に自立可能になるかどうか。2点目は、類似事業を実施しているNPO等との料金比較。再度確認したいが、権利擁護を基本として安心サービスを上乗せするという2階建てのサービス体系は現実的だと思うが、逆に、福祉公社あるいは市にとってのデメリットをどう想定しているか。

【委員】値段の高低は判断できない。マーケット、即ち類似団体や利用者に聞くしかない。

【委員長】基本的な考え方として、他の類似サービスとのバランスのとれた料金設定とする、それに関して現利用者の意見を聴取して、選択してもらえるかどうかプレヒアリングする。それに基づいて基本サービスとオプションとの切り分けをしていくということになる。委員の「2階建てのサービス体系についてのデメリットを考えているか」についてお答えいただきたい。

【事務局】現在は、有償在宅サービスを「安心のため」という理由で利用している方がいる。今後、権利擁護事業が主体となった際、安心だけを求める人にどう対応していくかが問題である。

【事務局】公社のデメリットとして、今までの最低月額料金は10,000円だったが、今後「14,000円は払えないが公社とつながっていたいので、権利擁護の7,000円のみ」という人が出てきた場合、収支状況が悪化することも考えられる。ただし、その方に安心サービスのものを全く提供しないのかというと、公社につながっている以上、ある程度の身上配慮せざるを得ない、となると何のために見直しするのかということになってしまう。有償在宅福祉サービスと権利擁護事業の併用者には、今後、権利擁護事業+安心サービスに加入してもらえよう、上手に進めなければならない。

また、委員が「7,000 円は高い」とご発言されたが、地権は基本料金は高くないものの、1 度訪問するたびに 2,500 円支払っていただいております、月 3 回訪問すれば 7,500 円になる。また書類を預けると月額 1,000 円かかる。それらを考えると、福祉公社独自の権利擁護事業の月額 7,000 円は決して高くないと考えている。

【事務局】これまでの有償在宅福祉サービスでは基本料金の 10,000 円でいろいろなサービスを提供してきた。その安心感をはかることができないほど大きい。これを今後どのように提供していけるのか。収支相償と、利用者へのサービスとのバランスについて、スタッフの間でも疑問がある。

【委員】権利擁護の 7,000 円が高いというよりは、安心サービスを含んで 14,000 円という内容だと、地権の普通のサービスとあまり変わらない、見守りや日常対応等安心サービス分の 7,000 円が高いのではないかという意味で申し上げた。

【委員長】基本的な考え方として「収支バランスや、他の団体との競争力も考慮しつつ料金を設定する」という点を押さえた上で、基本サービスとオプションとの切り分けについては、他の類似サービスを参考にしつつ、適正なバランスを取っていく、ということになる。現場での意見聴取を丁寧に行ってほしい。

【委員】資料 3 の P. 2、3 (2) で「市の福祉施策の中で最も弱いが実施すべきは成年後見事業であるが、現段階では民間企業で実施できていないことから、市として積極的に進めていくべきである」とある。この「現段階では…いないことから」はどのような意味か伺いたい。成年後見は、原則、民間企業ではできないと認識している。

【事務局】これは議事録からそのまま抜き出した文言で、市民後見人等がなかなか広まっていないという意味あいである。

【委員】民間企業が後見人になるという発想は、家裁が後見人を選任する場面ではあり得ない。法人後見や、一部の NPO ならばあり得るが、適格性は厳格に審査されるし、企業が営利目的で選任されるということはないので、この部分は訂正すべきではないか。

【事務局】介護保険サービスは民間企業も提供しているが、成年後見では、逆に民間が手を出せないという趣旨とご理解いただきたい。

【委員】「現段階では…いないことから」の部分は削除すべきである。

【委員長】次に経過措置についてだが、前回も話したとおり、案を必ず 1 つにする必要はないが、考え方は整理しておきたい。前回の資料 6 で、案が 3 つ提示されている。消費税を外税にすることはあまり大きな問題ではない。経過措置を 3 年後に廃止、またはできるだけ新体系に移行していただくが、利用者がある限り継続することだったと思うが、事務局より再度説明願いたい。

(事務局より、第 3 回委員会資料 6 を説明)

【委員長】継続か廃止かで、「案 1」か「案 2 または案 3」か。

【委員】価格は経営戦略ともからむが、一般的には、もし新料金体系に移行するならば、全ての人に適用すべきである。移行するかしないかで切ったらどうか。導入時期を明示し、1年後に実施と線を引くというような方法。そもそも経過期間とはどのような意味なのか。

【事務局】権利擁護事業＋安心サービスを導入した段階から3年または継続的に続けると想定している。1年猶予を置いて切る、ということも考えられるが、高齢者の了解が得られないと考えて3年の経過措置とした。

【委員】導入時期はいつ頃を想定しているか。

【事務局】新しいサービス体系への移行は平成26年4月を想定しているが、確定ではない。案2・案3の有償サービスの経過措置も平成26年4月より3年と想定し、移行をお願いする期間ととらえている。第2回の資料6について、委員より「案2だと現利用者はずっと現料金のまま継続となってしまうが、その中で3年または5年後に再度見直してはどうか」とアドバイスいただいたが、そういう考え方もあるのかと思っている。

【委員】平成26年4月より新料金体系に移行するが、必然的に料金に差ができてしまう。現利用者も新しい料金体系に移行してくださいとお願いしても、なかなか移行してくれないだろうから、何らかの移行期間が必要とのことだが、この経過措置期間は新しい料金体系で進めるべきであり、案3になる。

【副委員長】結論から言えば案3と考える。案1は、例えば最後の1人が5年いたら経過措置も5年残る、というのは現実的でないと考え、案2か案3が残る。経過措置を3年とした理由を再確認したい。

【事務局】案1は収支相償となるまで相当長期間かかるが、3年で廃止とすると、収支相償となるまでの期間が早くなる。

【委員】「利用者がいなくなるまで」では、いつまでかがはっきりしないという面から、案1はないと考える。より収支相償に早く到達するのは案3だが、収支相償を視野に入れつつ利用者の理解を得てソフトランディングできるのは案2か。

【委員】そもそもの契約更新の期間はどのようになっているか。

【事務局】3年で自動更新規定あり、条件変更の可能性も明記されている。

【委員】法的な面では、既得権の問題と変更の合理性の問題等があるので、慎重にお考えいただきたい。私見では、高齢者にとっては、介護保険料等も上がり負担が増える中で、公社の利用についても実質的に値上げとなる。収支の面で新料金体系への変更はやむを得ない、合理的ということであれば、できるだけ経過措置期間を長めにしてほしい。契約ももともとの期間が3年ということであれば、経過措置期間は5年くらいにしてほしい。

【委員長】案1はないと思うが、事業廃止の期間を明記したとしても、存命の方がいれば排除はできないと考える。ただ、これは個別処理、1件処理の対象であり、

そういう方は生活が非常に困窮している方であると考えられるので、公社だけで対応することでもなく、他の制度等も含めてよい対応を考えていく。きちんと終わりを明記するが、最後の人は見捨てないという確認をさせていただいた上で、案1はないと考える。案2または3についてだが、収支バランスの面では案3だと考えるが、経過措置を設けるという趣旨や、高齢者の現状を考えると、値上げするのではよろしくとは言えないのではないかと。経過措置をどのような目的で設けるのか。基本的に新制度に移行してもらうのが大前提だが、値上げありきはいかかなものかと思う。現場の利用者の声を聴くこと、職員が個人的に抱え込まないように留意して、案2と案3の両論併記ということになるだろうか。

【委員】私としては、案3かつ経過措置を5年としたものがよいと考える。

【委員長】現行の契約期間が3年を基本としていることを考慮し、3～5年程度の期間と表示を統一した上で、案2と案3の両論併記としたい。ただし、現場の意見を大切にすることにご留意いただきたい。

続いて、福祉資金貸付制度の議論に移りたい。

委員からのご提案について確認したい点がある。1つは、複数メニューの中から利用者自身が選択することだが、利用者に最も適した案をどのように選択するのか、また判断能力の衰えてきた高齢者に対し、誰が選択のアドバイスをするのか。2点目は手続きの諸費用について。現在の市制度では、市が職権で処理するため無料となっている部分が多いが、ご提案の場合はどうなるか。3点目は、デフォルトのリスクについて。貸し倒れが起こった際、誰がリスクを負うことになるのか。

【委員】1点目はご指摘のとおり、難しい部分である。福祉公社ないしは市が、利用者の希望を聞いてアドバイスする。あるいは利用者の取引銀行が参加していればそこを紹介する、あるいは2つの銀行に審査申込みする、等も考えられる。2点目の、手続きの諸費用については、民間金融機関が実施する際には利用者に実費を負担してもらうこととなる。具体的に実施する際には、市制度に限り費用を安くすることを含めて提案してもらうこともあるかもしれないが、基本的には利用者の負担とお考えいただきたい。3点目、貸し倒れのリスクについては民間金融機関が負うこととなる。預託金は市が預金を預けるイメージであり、融資の原資ではないので、預託金で赤字部分を埋めるということはない。あくまでも貸し倒れが起きた場合の負担は金融機関が負う。

【委員】預託金制度が前提となっているが、これは絶対条件か。他の民間金融機関では預託金制度を取っていないと理解している。

【委員】あくまでも市制度に限った話であり、市がどのように関与するのかにも関わってくる。単に民間金融機関の紹介だけでは市の関与度合いは低い。制度融資で、利用者から見れば金利やコストの面で、通常の借り入れよりも市制度を利用したほ

うがローコストでありメリットである。利用者にとってのメリットは、金利が安いことだが、預託金で貸出金利の引き下げができる。

【委員】いずれにしても市の財政負担が生じる話であり、市がそこまで税を投入して実施する必要があるかどうか。市が制度を斡旋するだけならともかく、預託金まで出す必要があるかどうか疑問である。

【委員】事業性融資で中小企業対象の場合はこのような方法をとっていることが多く、利用先も多い。この見直し案でも利用者がどれだけ増えるかが問題。現状程度の利用者では、特定の利用者に税金をつぎ込んでいるという話になってしまうだろうが、多くの金融機関が参加し、利用者の増加に伴って預託金を増やしていくような制度設計を想定している。

【委員】これは、現在独自に実施している民間金融機関以外にも広く参加を募るということか。

【委員】お見込みのとおりである。

【委員】「市の基準に該当する対象者」とはどういう意味か。

【委員】市の条例上で定められた貸付要件という意味である。

【委員長】預金担保融資とは別か。

【委員】別である。預託金はあくまでも金利引き下げの原資である。

【委員】民間金融機関の「斡旋」とは、どの程度までを指すのか。資料1に掲載されているような、リバースモーゲージ制度を実施している機関のパンフレットをお渡しするということか。

【委員】まず、市の貸付要件を満たしているかを市で審査し、認定書のようなものを発行する。その先は民間金融機関に申請してもらう。

【委員】市が特定の民間金融機関を斡旋することは難しい。破綻リスク、法的責任の問題も生じる可能性がある。

【委員】ここで言う「斡旋」とは、まず市制度に該当する方かどうかを判断してもらうということで、そこから先の、どの金融機関を選ぶかは利用者の判断になる。ただ、金融機関が多数参加していてどこを選んだらよいかわからないという場合には、公社か市がアドバイスするというイメージである。

【委員】金融機関に参加をよびかける、いろいろなパンフレットを置くという程度が限界ではないか。利用者の選択にあまり深く関与するのは怖い面がある。破綻や訴訟になった際のリスクには時間もお金もかかる。

【副委員長】この制度をきっぱりやめればそれでよいのか、形を変えて継続するのかわかりませんが、これまで議論してきて、今日も新たな案が出されているところであるが、そもそも行政が事業を廃止する際のマナーやモラルの有無について伺いたい。命や尊厳に関わる事業を廃止する際は、どのように進めているのか。

【事務局】その事業にもよる。例えば、高齢者分野では基本的に現金給付を廃止し、

その代わりに基盤整備等、これからの該当者も含めて市民に広く還元できる施策へ転換している。今回の場合、利用者は特定の個人である。時代背景も変わり、未回収債権も発生しており、このまま継続することは、多数の市民の理解を得られない。経過措置を設けるか等については、現在の利用者に対しては周知期間を設けたりしながら丁寧な対応が必要だと思うが、継続が必要か、許されるかどうかということ、現利用者への対応は切り離して考えている。モラルという点も難しいが、変えざるをえない事情が出てきている。単純にサービスが低下するのかと問われれば、これからご利用を考えている方にとってはそうかもしれないが、これまでも優先順位をつけて各種の見直しを進めてきたところである。

【副委員長】委員に伺いたいですが、現在はあまりニーズがないと事務局より説明を受けたように記憶している。逆にこの案を採用した時、ニーズが増えると思込んでいるのか。

【委員】リバースモーゲージは、武蔵野市がまず開始し、次に信託銀行も取り扱いを開始し、バブル崩壊で下火になったが、ここでまた取扱い銀行が増えてきた。背景には社会保障制度への不安や、不動産価格下落リスクも底値に來たと予想されること等がある。そのようなことを考慮すると、リバースモーゲージはこれから発展していくと考えている。武蔵野市では30年前から実施してきて、これからリバースモーゲージが脚光を浴びてくるのに、ここで廃止するのは惜しいと思う。民間金融機関と行政がタイアップして情報発信していけば、今よりも利用者が増えるのは間違いないと考えている。

【委員長】資料3のP.4「福祉資金貸付制度の将来像」では、廃止するか否かは書いていない。廃止するにしてもどう廃止するか。また、条件を厳格化して継続してほしいという意見もあったため、両論併記という形があるならばそのようにしたい。

【委員】収入が少ないが、住み慣れた環境で生活を続けたいという人もいる。先ほどの話では、土地価格も下げ止まり、将来予測もしやすくなる中で、利用も増えるのではないかとのことだが、条件を厳格化するとどれだけ具体的にリスクが減るかという検証はされていないと認識している。例えば、対象年齢を現行の65歳から75歳に引き上げた場合、リスクも相当少なくなると継続できるかどうかという検証がされていない。それから、P.5の意見抜粋部分について、否定意見がほとんどなので検討してほしい。

【委員長】両論併記という方向で骨子案を作成していただきたい。「条件を厳格化して継続」に関しては、「厳格化によりどの程度リスク軽減が可能かを検証し、十分検討すべきである」ということを記載いただきたい。廃止についてだが、個人的には30年実施してきて、いきなりやめるとはなかなか言えない。実質的には廃止だが、拡大解散のような形で、「さらなる高齢化の進展を見据えながら厚労省の制度を紹介する、あるいは広く情報を収集し、提供する」等の表現にした方がよいのではない

か。また、委員からの提案は興味深いが、具体的に多くの金融機関に参加してもらうためにインセンティブをどのようにするか、市がどのくらい財政負担できるか。3論を併記し、間接型融資については「市がどの程度まで関わる可能性があるか、検討の機会を設けるべき」等の表現にするのはいかがか。

【委員】「貸付条件の厳格化」はあいまいな表現である。市としてリスク回避するのであれば、貸付上限を設定して、上限に到達したらそこで貸付終了だが、そう言えるかどうか。それができずにきたから赤字が発生しているのではないか。そこまではっきり書き、実行しなければ意味がない。廃止というとマイナスのイメージがあるが、廃止イコール民間金融機関が代替するということである。「民間ができることは民間にやってもらう」という表現をするべきである。

【委員長】貸付制度の部分については、意見がなかなかまとまらないので、事務局側でもう少し書き込んでいただき、早めに送ってほしい。市の目指す方向等についてはおおむねよいと思うが、P.4～5については、了承した部分と、もう少しつめて書いていただきたい部分とがある。

【事務局】貸付制度の将来像についてだが、複数の案を記載するとしても、全く同じ重みで提示することは避けたいので、一定の優先度をつけてほしい。答申が玉虫色にならないよう、お願いしたい。

4 その他

○今後の委員会日程について

第5回…平成25年3月5日（火）市役所412会議室

以上